

各団体等からの意見表明に対する意見等

平成25年11月19日
全国仮設安全事業協同組合
理事長 小野 辰雄

資料1 「1:検討会での意見を踏まえた今後の足場からの墜落・転落災害防止対策等の現実的なあり方について(案)」に対する意見

【論点1】について

- ②⑤からの意見について
→「大組」「大払」では墜落防止のための「手すり先行工法」の設置が必要である。
- 大幢委員の意見について
→くさび緊結式足場は最も容易に「手すり先行工法」の採用が可能な足場であり、安全带使用の前に手すり先行足場を設置すべきである。
- 「とりまとめの方向性(案)」
(案)文を次のように修文すべきである。
→足場の最上層での組立て等の作業においては、墜落防止措置として、第一に先行手すりを設置し、第二次的にそれに安全带を使用することとすべきである。

【論点2】について

- 「とりまとめの方向性(案)」
→より安全な措置としての「二段手すり」と「幅木」が必要である。

【論点3、4】について

- 「とりまとめの方向性(案)」
(案)文を次のように修文すべきである。
→国土交通省の重点対策と同様に、「足場の組立て作業を行った者以外の十分な知識と経験を有する第三者による点検」が必要であり、足場の組立・変更後の使用前の点検は、公平、中立な立場から、『ダメなものをダメと指摘し、改善指導の徹底を図ることにより、墜落災害を未然に防止する。』との観点に立ち、直接当事者ではなく、第三者が行うことが重要である。
- 「民間人を活用した監視員制度」が必要である。

【その他】について

- 「とりまとめの方向性(案)」
→一側足場について「検討してはどうか」ではなく、「検討する」とすべきである。
→第7回の【提言3】の①(JIS規定の活用等)及び②(高さ制限の見直し)について検討すべきである。

**資料2 「足場からの墜落・転落災害防止対策等に係るその他の意見等」に対する意見
(安全衛生行政の範囲では直接的に対応が困難なもの)**

- 1 「1」の安全経費については、「第1 2次労働災害防止計画」において、今後の取組の方向性が示されており、安全衛生行政において直接的に対応すべき問題である。
- 2 「1」の労災保険料及び「2、3」の労働者及び一人親方の労災補償は安全衛生行政の範疇であり、同行政で対応すべき事柄である。

資料3 「わく組足場 1000 現場当たりの墜落災害発生件数(推計)」に対する意見

- 1 平成 21 年度の「①手すり先行工法採用・不安全行動なし」の死傷者数「1」について
→ 検討会報告書の災害分析 (P15) によれば、「不安全行動なし」の事例が 2 件あるが、いずれも手すり先行工法と直接関連するものではない。
したがって、平成 21 年度の「①手すり先行工法採用・不安全行動なし」の死傷者数は、本来「ゼロ」とすべきであり、平成 21 年度～23 年度の合計の「①手すり先行工法採用・不安全行動なし」の死傷者数は「ゼロ」で、推計及びグラフにおける「0.006」は「0」とすべきである。

資料4 「足場からの墜落防止措置の効果検証・評価検討会での議論を受けた労働者へのアンケート調査の実施について(案)」に対する意見

- 1 アンケートの対象者について
「安全優良職長厚生労働大臣顕彰受賞」を対象とすることに異論はないが、現場作業員の生の声を反映するという観点から、「足場からの墜落・転落により負傷した被災者」及び「手すり先行工法を採用した現場での作業経験者」も対象者とし、合計 1,000 人程度の規模で実施すべきである。
- 2 アンケートの内容等について
「ア及びイ」の具体的な内容については、対象者の本音が引き出せるものとするのが重要であることから、持ち回りではなく改めて検討会を開催して審議すべきである。

資料6 (一社)日本建設業連合会の「全国仮設安全事業協同組合の意見に対する質疑」に対する回答

1 「1-①」について

・当組合の推計は、『手すり先行工法を採用可能な全ての現場（わく組・くさび緊結足場以外のものを含む）に同工法を採用した場合に、墜落災害をどの程度防止できるか』という観点から、安衛則に基づく措置を講じていない現場も含めて、過去3回の検討会報告書で示されたデータを基に行ったもの。（足場の種類別のデータは、その後、安全衛生部から示された。）

・日建連の推計について

① 災害の割合の欄の「(20件)」の出所を教示願いたい。

→「17人→12人(29%減)」は「24人→12人(50%減:2分の1)」となるのではないか。

② 追加で示された足場の種類別データを基に、わく組・くさび緊結足場について、「墜落防止措置を全くしていなかったもの」を「安衛則適用」に含めずに推計すると、

→「79人→12人(85%減:7分の1)」となる。

当組合の推計と同様に、「墜落防止措置を全くしていなかったもの」を「安衛則適用」に含めて推計すると、

→「206人→12人(94%減:17分の1)」となる。

2 「1-②」及び「1-③」について

「手すり先行工法」は、「墜落・転落」そのものを防止することを目的とする工法であり、安全帯は、万一、墜落・転落した場合の二次的な措置である。

3 「1-④」について

第三者とは、国土交通省の重点対策と同様に、「足場の組立て作業を行った者以外の十分な知識と経験を有する者」である。

足場の組立・変更後の使用前の点検は、公平、中立な立場から、『ダメなものをダメと指摘し、改善指導の徹底を図ることにより、墜落災害を未然に防止する。』との観点から、直接の当事者ではなく、第三者が行うことが社会の常識である。

資料7 大幢委員からの提出資料に対する回答等について

- 1 「2 各団体の用いた労働災害データについて」に対する回答
平成23年度分について、検討会報告書の422件から手すり先行工法を採用していた足場で発生した4件を除いたもの（418件）を「安衛則適用」としたものである。
- 2 「3 くさび緊結式足場の組立・解体時における安全带取付方法の実験的検討について」に対する意見
資料の冒頭文の中で「くさび緊結式足場」については、手すり先行工法の導入が困難であるとされているが、全ての「くさび緊結式足場」には、手すり先行システムが広く組み込まれており、容易に実施できている。

第8回検討会における全国建設労働組合総連合の宮本委員の質問に対する回答

<質問>

「一人親方の54万人が労災に加入できず」とあるが、この数字の根拠は何か。また、総務省の統計には「雇無業種」という言葉はあるが「一人親方」という表現はない。

<回答>

- ・ 「一人親方の54万人」ではなく、「一人親方等の54万人」である。この質問は、「一人親方等：91万人」のうちの「特別労災未加入者：54万人」についての質問である。
- ・ 91万人は、総務省「労働力統計」の「自営業主・家族従業者」の総数：91万人を意味する。
- ・ これを「一人親方等」と表現したのは、「自営業主・家族従業者」の大宗をなす「雇無業種」を「一人親方」と表現している厚生労働省にならったものである。
- ・ 「一人親方等の特別労災未加入者：54万人」の根拠であるが、「一人親方」を除く「自営業主・家族従業者」のうちに「特別労災加入者」が何人いるかが不明であったので、厚生労働省の確定値である「一人親方の特別労災加入者：37万人」を91万人から単純に差し引いて算出したものである（91万人－37万人＝54万人）。

何人も納得する解決策として実施すべき提言

現行労働安全衛生規則による足場と 手すり先行工法による「より安全な措置」の足場との比較による 公開安全安心検証実験と体験の実施について

- ・ これまで、10回に亘って検討会が開催され議論が重ねられてきましたが、残念ながら議論は堂々巡りに終始しています。
- ・ 「百聞は一見に如かず」といいますが、単に見るだけではなく、「百の議論より一つの体験」という言葉があるとおり、「百論は一験に如かず」です。
- ・ そこで、以下の要領により、先ずダミー人形による検証実験を見学していただき、その後、実際に足場に乗り、どちらの足場が安全、かつ、安心かを体験していただきたく、強く要望いたします。

検証実験と体験の要領

- ① 公開の場で実施するものとする。
 - ② 参加者は検討会の委員全員その他第三者とする。
 - ③ 対象足場は「わく組足場」及び「くさび緊結式足場」とする。
 - ④ それぞれの足場は3段4スパンとし、足場の組立てに当たっては、現行労働安全衛生規則第563条に規定する足場と手すり先行工法による「より安全な措置」の足場とするものとする。
 - ⑤ 検証実験はダミー人形によって実施するものとする。
 - ⑥ 体験に当たっては、足場の組立時、使用時及び解体時において、「乗って」「見て」「触って」、どちらの工法による足場が安全、かつ、安心かを体験するものとする。
- ・ 以上によって、納得する解決策が決まります。